

「商品 CFD 取引約款」新旧対照表

2025年2月3日

新	旧
<p><b>第12条（取引価格）</b></p> <p>1. 取引価格は対象となる原資産が取引所または<u>当社のカバー取引先が提示した</u>最新の価格を参照し、当社が対お客様向けに算出するものとします。</p> <p>2. 取引価格の算出は随時行うものとします。</p> <p>3. 取引価格の表示は本サービスを通じて一定の間隔で更新するものとします。</p> <p>4. 前項の表示は当社もしくはお客様のコンピュータ、通信回線の事情等によりシステム的な制約を受ける場合がございます。</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において取引所または<u>当社のカバー取引先が提示したレートが急変した場合や、当社が安定したレートの提示が困難と判断した場合、そのレートは適用外とみなし、一時的に配信を停止することがあります。上記のような本来取引価格の配信を一時停止すべき状態であったにも関わらず、取引価格を当社が配信してしまっただけの場合には、それをバグレートとみなし、そのバグレートによって成立した取引は無効とさせていただきます。</u></p> <p>なお、当社の価格情報の配信元からの情報の伝達遅延、誤謬又は欠陥により誤った価格が配信された場合であって、その価格を当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</p> <p>6. 取引価格が前日終値と著しく乖離している場合、もしくは原資産の実勢価格と乖離していると考えられる場合、当社は取引価格の妥当性の確認を行う場合があるものとし、その確認の間、取引の成立はしないものとします。</p> <p><b>第13条（取引の成立）</b></p> <p>1. 指値注文の場合、注文価格と取引価格が対当した場合、取引が成立するものとします。</p> <p>2. 成行注文の価格は、約定処理の過程において決定されるものとします。</p> <p>3. 前項の価格はその決定処理時点における取引価格で成立します。</p>	<p><b>第12条（取引価格）</b></p> <p>1. 取引価格は対象となる原資産が取引所またはインターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、当社が対お客様向けに算出するものとします。</p> <p>2. 取引価格の算出は随時行うものとします。</p> <p>3. 取引価格の表示は本サービスを通じて一定の間隔で更新するものとします。</p> <p>4. 前項の表示は当社もしくはお客様のコンピュータ、通信回線の事情等によりシステム的な制約を受ける場合がございます。</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において取引所またはインターバンク市場において取引されている価格から1%以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。</p> <p>なお、当社の価格情報の配信元からの情報の伝達遅延、誤謬又は欠陥により誤った価格が配信された場合であって、その価格を当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</p> <p>6. 取引価格が前日終値と著しく乖離している場合、もしくは原資産の実勢価格と乖離していると考えられる場合、当社は取引価格の妥当性の確認を行う場合があるものとし、その確認の間、取引の成立はしないものとします。</p> <p><b>第13条（取引の成立）</b></p> <p>1. 指値注文の場合、注文価格と取引価格が対当した場合、取引が成立するものとします。</p> <p>2. 成行注文の価格は、約定処理の過程において決定されるものとします。</p> <p>3. 前項の価格はその決定処理時点における取引価格で成立します。</p>

新	旧
<p>4. スリッページを設定した場合は、発注時点での価格と前項の取引価格の差異がスリッページの範囲内にある場合にのみ成立するものとします。<u>ただし、お客様に有利な価格となる場合は、スリッページの範囲外であっても成立するものとします。</u></p> <p>5. お客様が発注した時点で当社が先に他のお客様より成行注文を受注していた場合は、約定処理がその注文より劣後する場合があります。</p> <p>6. 成行注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要するものとします。</p> <p>7. 前項の処理時間について当社において通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。</p> <p>8. 第2項および第3項の性質上、成行注文の約定価格はお客様の発注時点で提示されていた取引価格と差異が生ずる場合がございます。</p> <p>9. 当社が原資産市場の最新の価格を参照できない場合もしくはシステム障害などにより、取引時間内であっても当社は取引価格を表示しない場合があります。その場合、お客様の取引は成立しないものとします。</p>	<p>4. スリッページを設定した場合は、発注時点での価格と前項の取引価格の差異がスリッページの範囲内にある場合にのみ成立するものとします。</p> <p>5. お客様が発注した時点で当社が先に他のお客様より成行注文を受注していた場合は、約定処理がその注文より劣後する場合があります。</p> <p>6. 成行注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要するものとします。</p> <p>7. 前項の処理時間について当社において通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。</p> <p>8. 第2項および第3項の性質上、成行注文の約定価格はお客様の発注時点で提示されていた取引価格と差異が生ずる場合がございます。</p> <p>9. 当社が原資産市場の最新の価格を参照できない場合もしくはシステム障害などにより、取引時間内であっても当社は取引価格を表示しない場合があります。その場合、お客様の取引は成立しないものとします。</p>